

国民年金システム標準化研究会
(第二回) 議事概要

日時：令和4年12月23日(金) 10:00~12:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治	株式会社E C O 経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
藺草 光一	江戸川区生活振興部地域振興課 課長
楠原 昌能	高松市市民政策局市民課 課長の代理出席
芹山 奈緒樹	高岡市福祉保健部保険年金課 課長
根本 宣明	下野市市民生活部市民課 課長
長友 悟	株式会社R K K C S 企画開発本部住基内部システム部 部長
深谷 瞬	株式会社T K C 住基・税務情報システム開発センター住民情報システム技術部
チーフ	
川江 祐介	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション
事業部第一ソリ	ューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任
技師	

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
橋本 泰明	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
小此木 洸樹	デジタル庁統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) ワーキングチーム及びベンダー分科会実施報告
 - (2) 標準仕様書(改版)案の確認及び決定
 - (3) 意見照会の実施方針及び今後の進め方
 - (4) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

(1) ワーキングチーム及びベンダー分科会実施報告

- 年末のお忙しい中ご参集いただき、感謝申し上げます。国民年金システムの標準仕様書（改版）に向けた重要な会議体であるため、構成員の方々よりご協力を賜りたい。（構成員）
- 研究会に先立ち開催した、ワーキングチーム（以下「WT」という。）及びベンダー分科会での討議結果を中心に報告する。10月27日に第二回WT、11月4日に第二回ベンダー分科会を開催し、標準仕様書（改版）に向けた進め方をご説明の上、事前に構成員より収集したご意見に基づく論点①～⑤に沿って、業務及び機能要件に対する論点について討議した。（事務局）
- 論点①～⑤に対する討議結果は次のとおりである。
 - 論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化—資格異動（種別変更）」については、WT及びベンダー分科会ともに事務局案のとおり、被保険者の資格に係る種別変更のうち、第3号→第1号の変更等は種別変更扱い、第1号→第3号への変更等は資格喪失扱いとして、それぞれ要件の考え方・理由を補足することとした。
 - 論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化—資格異動（海外転出）」については、WTにおいて海外転出に伴う資格喪失の自動処理対応はしないという結論であったものの、ベンダー分科会において当該自動処理対応を利用している自治体があるとのことのご意見があったため、改めて本日討議予定である。
 - 論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化—年金生活者支援給付金」については、WTにおいて特定時点の情報が取得できるよう定義すべきではないかというご意見をいただいた。ベンダー分科会においては事務局案と異なり、住民基本台帳情報を住民記録システムより取得（確認）するだけでなく国民年金システムでも保持する必要性や、遡求時処理の際に正しく識別可能かについて住民記録システム側の連携仕様を確認する必要性に関してご意見をいただいた。なお、遡求時処理の際に識別可能な項目が連携されることをベンダー分科会後に確認した。
 - 論点②「各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲」については、WT及びベンダー分科会ともに、事務局案のとおりという結論となった。なお、ベンダー分科会においては、各種一覧の抽出はEUC機能にて実現は可能であるものの連携に関する記載を精査すべきという意見もあった。
 - 論点③「計算・判定を行う機能における要件の記載方針」については、WT及びベンダー分科会ともに、事務局案のとおり計算等に係る管理機能は実装せず、制度改正を契機とした各機能の見直しは、標準仕様書の改版により行うこととした。
 - 論点④「事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲」については、WTでは討議未了であったため、第二回WT・ベンダー分科会後に事後照会を行った。なお、整理結果については、後ほどご説明する。
 - 論点⑤「各種処理条件に関する記載の標準仕様書上の取り扱い及び要件化範囲」については、WTにおいて要件追加の必要性を精査すべきという意見をいただき、ベンダー分科会においては、要件に「任意の項目」というような曖昧性を持たせると、ベンダーの解釈次第で実装内容が異なってしまうため、要件追加を行うならば要件を明確に定義頂きたいというご意見をいただいた。以上が第二回WT及びベンダー分科会の振り返りとなる。（事務局）
- 11月18日に第三回WT、11月25日に第三回ベンダー分科会を開催し、第二回WT及びベンダー分科会の振り返りをご説明の上、事前に構成員より収集したご意見に基づく論点①～

④に沿って、機能・帳票要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトに対する論点について討議した。(事務局)

○ 論点①～④に対する討議結果は次のとおりである。

論点①「事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲」については、WTにおいて標準仕様書上に管理項目を記載する方針とするとの結論であったものの、ベンダー分科会において受付処理簿の作成機能の要否及び受付処理簿の項目レベルの運用状況を把握した上で判断すべきとの結論となった。

論点②「要件種別定義の基準」については、WTにおいては事務局案のとおりとするとの結論であり、ベンダー分科会においては意見照会にて自団体で利用意思があるかの視点から回答いただくようにし、また、過剰な要件を精査するデジタル庁の活動とも平仄を合わせるとの結論となった。

論点③「1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲」については、WTにおいては事業者意見も確認の上、判断するとの結論であり、ベンダー分科会においては帳票として定めるのであれば帳票詳細要件／レイアウトは定義してほしいとの結論となった。

論点④「各帳票様式の見直し基準」については、WT及びベンダー分科会ともに、事務局案のとおりとするとの結論であった。以上が第三回WT及びベンダー分科会の振り返りとなる。(事務局)

(2) 標準仕様書(改版)案の確認及び決定

- [機能・帳票要件における論点①：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲] WT及びベンダー分科会における議論を踏まえ、年金局と協議した結果、対応案を見直した。当初の事務局案では、「受付処理簿」の記載項目は必須項目として定義するとしていたが、第三回WTにて「受付処理簿として管理はしておらず、システム出力可能な一覧を処理簿として使用している」とする意見が挙げられたことを踏まえ、事務局にて、事務処理基準に則り受付処理簿という形式にて各項目を管理すべきかについて検討を行った結果、受付処理簿の作成は受付処理簿に要する管理項目をEUC機能(機能帳票要件一覧No.49)の活用により抽出及び出力することで可能であることから、受付に関する項目がシステム上で管理されていれば良いという見解に至ったため、受付処理簿に関する要件を削除することとした。システム管理すべき項目と実装区分(必須・オプション)については、研究会における議論及び全市区町村意見照会の結果を取りまとめ、標準仕様書(1.0版)の機能帳票要件一覧にて定義されており、また、事務処理基準に記載の受付に関する項目についても、機能帳票要件一覧に定義されている。なお、見直し案提示にあたり、システム面への影響について事前に事業者構成員に照会したところ、概ね事務局案で問題ないのご意見であった。(事務局)
- 受付処理簿は、申請に関する記録であり自治体にとって非常に重要なものであるため、必ずしも受付処理簿独自の機能を具備する必要はないが、受付処理簿として規定されている項目についてシステムにて管理されていることが重要と考える。なお、機能自体を要件から削除することで、「実装不可」と受けとられてしまうことが無いように、標準仕様書上では各自治体の担当者が理解できる記載をして頂きたい。(構成員)
- 他自治体と同様である。(構成員)
 - 事務局案の通りで良い。(構成員)
 - 他自治体と同様である。(構成員)
 - 他自治体と同様である。(構成員)

- 他構成員が述べられているように、機能自体を要件から削除することで、「実装不可」と受けとられてしまうことが無いように、標準仕様書上に適切な記載をすれば問題ないと考え
る。(構成員)
- 構成員のご意見を踏まえ、事務局見直し案の通りで良いものの、機能自体を要件から削除す
ることで、「実装不可」と受けとられてしまうことが無いように、標準仕様書上に記載をして
いただきたい。(構成員)
- [機能・帳票要件における論点②：業務及び機能要件に関する記載最適化（海外転出）] W
Tにおいて海外転出に伴う資格喪失の自動処理対応はしないという結論であったものの、ベ
ンダー分科会において当該自動処理対応を利用している自治体があるとのことのご意見があったた
め、当該要件は標準オプション機能として標準仕様書に具備すべきではないかと考えてい
る。(事務局)
- 海外転出に伴い、自動で資格喪失処理を行う機能については標準オプション機能とし、自治
体にて実装するか否かを判断できるということであるので、事務局案の通りで良い。(構成
員)
- 海外転出に伴う手動での資格喪失処理の機能を残して頂けるということであれば、事務局案
の通りで良い。(構成員)
- 事務局案の通りで良い。(構成員)
- 事務局案の通りで良い。(構成員)
- 海外転出に伴う手動での資格喪失処理の機能を残して頂ければ良い。(構成員)
- 事務局案に「※転居届に付記があることが確認・連携される前提」と記載があるが、正しく
は「※転出届に付記があることが確認・連携される前提」ということで良いか。(構成員)
- ご指摘の通りである。(事務局)
- 現時点では事務局案の通りとする。なお、意見照会において自動処理を利用している自治体
が存在するか否かを確認して、必要があれば事務局において再整理を行っていただく。(構成
員)
- [帳票詳細要件／帳票レイアウトにおける論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標
準化範囲] 1.0版では標準化対象外とした「No.8 居所未登録者報告書」「No.9 居所未登録者
住所報告書」「No.11 電子媒体届出総括票」「No.12 関係書類送付書」「No.13 所得調査票」に
ついて、改版に向けて定義することを事務局より提案させていただいた。なお、研究会に先
立って各帳票レイアウト案について自治体構成員の方々にご意見をお伺いしており、概ね事
務局提示のレイアウトで問題ないという回答であった。(事務局)
- 各帳票への回答結果についてご説明をさせていただく。
「No.11 電子媒体届出総括票」については、「選択肢1 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加
してよい。レイアウト（項目を含む）は照会用の別紙で問題なし。」（以下「選択肢1」とい
う。）が4件。「選択肢2 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目
を含む）について要望あり。」（以下「選択肢2」という。）が1件であり、政令市においては
行政区単位で作成するよう機構から指示されている背景を考慮してほしいというご意見を頂
戴した。
「No.12 関係書類送付書」については、選択肢1が3件。選択肢2が2件であり、照会用の
別紙では不便というご意見及びシステム上に帳票を保持していない（受付日等の入力のみが

可能となり、紙媒体で送付)書類に関する「国民年金関係書類送付書」を定義することに対して疑問とのご意見を頂戴した。

「No. 13 所得調査票」については、選択肢1が3件。選択肢2が1件であり、照会用に示された帳票は、記載しづらいレイアウトであるため、実用的なものに修正してほしいというご意見を頂戴した。

「No. 8 居所未登録者報告書」については、選択肢1が3件。選択肢2が1件であり、全国統一様式としては、他の関係届(報告書)などと比較しても不十分というご意見を頂戴した。また、「選択肢3 帳票詳細要件/帳票レイアウトに追加すべきでない。」が1件であり、日本年金機構におけるマイナンバーでの情報連携開始に伴い、当該帳票に記載される項目は市町村からの自発的な報告がなくても把握可能というご意見を頂戴した。

「No. 9 居所未登録者住所報告書」については、「No. 8_国民年金 居所未登録者報告書」と同様の結果となった。(事務局)

- 帳票へ記載する住民及び帳票を処理する年金機構にとってより良いものにしていただきたいため、「No. 8 居所未登録者報告書」「No. 9 居所未登録者住所報告書」については、「No. 2 国民年金被保険者関係届書(報告書)」「No. 3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書」と似た様式にしていただきたい。「No. 11 電子媒体届出総括票」については、日本年金機構から平成30年に示された帳票があり全国的に同様の帳票を使用しているため、特段意見はない。また、「No. 12 関係書類送付書」については、多様な届出書があるため、照会時の様式では対応が難しい。従って、項目のみ指定頂き、レイアウトは任意で良いのではないかと考える。(構成員)
- 「No. 11 電子媒体届出総括票」については国民年金適用関係届書作成仕様媒体(CD/DVD仕様書)の通りであるため、特段意見はない。「No. 12 関係書類送付書」については、システム上に帳票を保持していない書類に関する「国民年金関係書類送付書」を定義することに対して疑問がある。「No. 13 所得調査票」については、日本年金機構から該当者に対して提出依頼があった際の本市における対応は、国民年金担当課ではなく、税担当課で課税・非課税証明書を発行しているものであるため、国民年金システム上での使用実績がない当該帳票は不要と考えている。「No. 8 居所未登録者報告書」「No. 9 居所未登録者住所報告書」については、日本年金機構におけるマイナンバーでの情報連携開始に伴い、当該帳票に記載される項目は市町村からの自発的な報告がなくても、現在では、日本年金機構側で把握可能であると考えられるため、帳票詳細要件/帳票レイアウトに追加すべきでないと考ええる。(構成員)
- 事務局案の通りで良い。(構成員)
- 他構成員のご意見の通り、帳票に対して記載する住民及び処理する年金機構にとってより良いものになるようにすべきであると考ええる。また、システムにない帳票も送付できるよう、追記が可能であると良い。(構成員)
- 特段ご意見はない。(構成員)
- 構成員の自治体の帳票及び処理について確認を行った上で、それらが標準化に適するものかを事務局にて整理していただくのが良いと考える。(構成員)
- 事務局より提示した帳票レイアウト案について、使い勝手が悪い部分があるという意見については、年金局とご相談をした上で、改善内容を調整させていただきたい。(事務局)
- [その他論点①：標準仕様書改版に向けた対応事項] これまでのWT及びベンダー分科会で討議を進めてきた事項に加え、討議事項外の要対応事項についても、本日の標準仕様書(改

版)案に反映した。なお、検討テーマ「①新規機能・帳票の追加」「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」については、WT/ベンダー分科会討議結果を反映させて頂いた。「②新規業務(及び機能・帳票)の追加」「④法令・制度改正予定の仕様書への反映」については該当する事項はない。「⑤日本年金機構側の業務変更を伴う事項」については、システム上のインパクトや帳票の受け手である日本年金機構の状況などを加味し、中長期的な検討事項として反映見送りとさせていただく。「⑥標準仕様書間の横並び調整方針への対応」についてはシステム間連携を確保するためID(機能、帳票、データ項目、連携等)を付番、機能帳票要件一覧に機能の考え方を追記、支援措置対象者情報の管理など調整方針に沿って標準仕様書を更新した。「⑦共通事項の整備への対応」については、デジタル庁が主体となって検討を進めている「地方公共団体情報システム標準化基本方針」「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」といった共通機能仕様書等を踏まえ、市町村基幹業務の標準仕様書が共通機能に対応した仕様となっているか確認し、整合性を取る。なお、これらの共通機能仕様の確定後に、国民年金システム標準仕様書との整合性についての確認を行い、必要に応じて標準仕様書の修正等を行うため、共通機能仕様書等の確定時期により、標準仕様書への反映が令和5年度以降になる場合がある。(事務局)

(3) 意見照会の実施方針及び今後の進め方

○ 2022年8月末に公表された標準仕様書(1.0版)を基に、国民年金システム標準化研究会において改版に向けた検討を行い、この度、標準仕様書(1.1版)案を策定したことから、全国の自治体及び事業者よりご意見を募る。意見照会の方法は2022年5月に標準仕様書(1.0版)案に対し意見照会を実施した際と同様の手続きにて実施する。なお、「意見なし(=改版案のとおりで良い)」の回答を回答数に含める取り扱いであることを照会様式、依頼文に追加することを予定している。意見照会の回答票については、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、ご意見を記載いただく形式としている。なお、論点討議結果を踏まえ、自治体の回答負荷を考慮し、特に回答を求める箇所を明確化している。また、回答者が自団体で利用意思があるかの視点に立って回答を頂け、且つ事務局にて利用状況を確認できるように、既存システムにおける実装有無に関する回答項目を設定している。

意見照会にて自治体及び事業者からいただいたご意見については、事務局にて対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、研究会にて討議すべき事項については、第三回研究会に上程する。(事務局)

○ 第三回WT及びベンダー分科会における討議結果を踏まえ、意見照会における意見の取り込み基準についてご説明する。

実装必須に変更をした要件に対して「採用してよい」もしくは「意見なし」の回答数が過半数に届いた場合は「実装必須」として採用する。一方で、過半数に届かなかった場合は回答理由を踏まえ、第三回研究会(2月)にて討議する。

標準オプションに変更をした要件に対して「採用してよい」もしくは「意見なし」の回答数が過半数に届いた場合は「標準オプション」として採用する。過半数に届かなかった場合且つ「実装必須」にすべきという意見が過半数に達した場合は、回答理由を踏まえ、第三回研究会(2月)にて討議する。それ以外の場合は採用見送りとする。

なお、本基準は統計的観点から、意見照会回答数が315以上であることが前提であり、指定都市要件については意見照会回答数が11以上であることが前提となる。もしも回答数が必要

数を満たさない場合は、頂戴した回答を参考情報とし、国民年金システム標準化研究会にて、最終判断させていただく。(事務局)

- 今後のスケジュールについてご説明する。1月10日から1月27日にかけて意見照会を予定している。その後は照会結果に基づき標準仕様書(改版)の最終案を作成し、2月下旬の第三回研究会にて最終案として確定後、デジタル庁にも共有を行い、他事務の標準仕様書との横並び調整を行う。なお、第三回研究会では、令和5年度以降の進め方についても確認する予定である。(事務局)
- 意見照会における意見の取り込み基準について、「採用してよい」もしくは「意見なし」の回答数というのは、回答票提出による「意見なし」のほか、メール回答のみの「意見なし」も含むとされているが、メール回答のみの場合は、既存システムにおける実装有無などを把握できないため、意見の取り込み基準を作成した趣旨を踏まえると、当該回答は「採用してよい」もしくは「意見なし」の回答数に含めなくてもよいのではないかと考えている。(構成員)
- 回答票において「意見あり」を選択した場合に、採用に賛成する立場から意見を記載することはできないのか。(構成員)
- 「意見なし」を選択したものを「採用してよい」もしくは「意見なし」として取り扱う想定であり、賛成の立場からの「意見あり」を考慮した仕様になっていない。見直しが可能か検討させていただく。(事務局)
- 「資料2 標準仕様書(改版)案の確認及び決定」p12の「⑦共通事項の整備への対応」のスケジュールについてお伺いしたい。(構成員)
- 共通事項として今後提示される内容により異なる。標準仕様書への反映に研究会等での議論を踏まえた判断が不要なものについては、第三回研究会にて反映内容をご報告できると考えている。一方で、標準仕様書への反映のために議論等を行う必要があるものについては、来年度の対応になると考える。(オブザーバー)
- 2023年度末の残課題の取り扱いについて確認をさせて頂きたい。デジタル庁主導で今年度末に各仕様を凍結し、2025年度末に稼働させるための要件を固めると理解している。今後の残課題として残っているものが、どのように取り扱われるかをお教え頂きたい。(構成員)
- 自治体システム標準化に関する全体の具体的な進め方については、厚生労働省に詳細が伝達されていない状況である。なお、国民年金の標準仕様書の残課題については、今年度中にできる限り無くしていく。データ要件・連携要件との整合性などについてはデジタル庁と調整させていただいた上で、整理をさせて頂きたい。(オブザーバー)
- 全体スケジュールについてはデジタル庁にご確認頂きたい。なお、多少の残課題は残ると考えているものの、できる限り残課題が残らないようにして頂きたい。(構成員)
- 2025年度のシステム移行を目指して標準仕様書を作成している状況であるものの、標準仕様書が固まらなると手戻りリスクなど含めてベンダーに負担がかかり、開発が間に合わなくなるのではないかとのご懸念と理解している。そのようなご懸念を踏まえ、10月開催の関係府省会議において今年度末に2025年度移行バージョンの仕様を固める旨をお示ししており、データ要件・連携要件との整合性を含め、各業務領域の標準仕様書の確定が本年度末までに間に合うようにしていく所存である。なお、本年度末以降の制度改正などの残課題への対応については今後の検討事項であると認識している。(オブザーバー)
- 未回答の自治体について、督促等は実施しないのか。また、未回答の場合は、「意見なし」と見なす等の対処は取らないのか。加えて、資料3 P6の「回答数が必要数を満たさない場

合、回答が参考情報になり、国民年金システム研究会にて最終判断する」という対応はいかがなものか。(構成員)

- 手段は確定していないものの、督促を実施する予定である。また、未回答への対応については年金局と調整をさせていただく。(事務局)
- 新たに国民年金システムの開発を行いたいベンダーの参入阻害とならないようにするために、ベンダー6社に対して意見照会を行う以外に公募形式等にて他ベンダーから意見をいただくことはできないのか。(構成員)
- 他領域も同様であると考えため、デジタル庁において標準仕様書案についてどの程度の範囲のベンダーまで確認をすべき等あればお教え頂きたい。(事務局)
- 10月7日に閣議決定した標準化基本方針を確定する際の全国意見照会においては、自治体から関係するベンダーに情報共有頂き、意見交換等を行って頂いて構わないという旨の事務連絡をさせて頂いており、自治体とベンダー間における良い意見交換の契機になったと聞いている。そのような事例も踏まえ検討いただければ幸いである。(オブザーバー)
- 今回の意見照会では要件追加や要件削除に関するご意見も提出可能になっているのか。また、要件追加や要件削除に関するご意見があった場合の対応方針はどのようになっているのか。(構成員)
- 要件追加や要件削除に関するご意見も提出可能になっている。また、対応方針については要件追加や要件削除に関するご意見の内容によって異なる。(事務局)

(4) その他

- 追加帳票候補のうち、「No.8_居所未登録者報告書」や「No.9_居所未登録者住所判明報告書」に対して、マイナンバーでの情報連携開始に伴い、当該帳票が不要となる旨のご意見があったが、このようにマイナンバーでの情報連携開始に伴い不要となる帳票について把握するための方法についてお教え頂きたい。(構成員)
- マイナンバーカードは2022年度末にほぼ全住民に行き渡るようにプロジェクトを進めている。また、運転免許証・健康保険証との一体化プロジェクトも進んでおり、相当程度の普及率になると考える。そうした状況を踏まえ、マイナンバーを利用した情報連携を行うなど効率的に事務を行う必要があると認識している。国民年金においてもマイナンバーによる情報連携により事務の効率化が可能なものは相当数あるかと思われるため、各業務所管において検討頂きたい。なお、個別機能等について相談を行う場合は、デジタル庁のマイナンバー所管の担当者をご紹介する等適切な対応をさせていただく。(オブザーバー)
- 第二回ベンダー分科会の論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化一年金生活者支援給付金」の議論を踏まえ、「参考3 国民年金標準化_標準仕様書 別紙2 機能・帳票要件一覧_v1.1案」のNo.69にて「住民記録システムとの連携を行い、特定する時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ(一括送信)にて取得できること」という要件が記載されたものと認識している。但し、他業務と連携する要件については情報出力側との調整も必要となる。本要件については情報出力側と調整を完了しているものか否かについてお伺いしたい。(構成員)
- 住民記録システムの仕様書に特定の時点の情報を一括で出力する要件があることを確認した上で、国民年金システムの標準仕様書に記載をさせて頂いている。(事務局)

以上